

広島県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十一年二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芳井油木線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
神石郡神石高原町花渚字丸田三三九番五地先から 神石郡神石高原町花渚字宮ノマエ三〇四番二地先まで	旧	三・七〇〇 〇・八〇	一八三・四〇		
	新	一一・八〇〇 三二・八〇	一五八・〇〇	ダブルウェイ	
神石郡神石高原町花渚字宮ノマエ三〇四番二地先から 神石郡神石高原町花渚字徳屋谷四一三番一地先まで	旧	三・八〇〇 ・四〇	二五一・八〇		
	新	一三・六〇〇 二〇・二〇	二五一・〇〇	拡幅	
神石郡神石高原町花渚字徳屋谷四一三番一地先から 神石郡神石高原町花渚字徳屋谷四一四番一地先まで	旧	三・八〇〇 ・六〇	九二・七〇		
	新	一八・五〇〇 二四・五〇	八三・四〇	ダブルウェイ	
神石郡神石高原町花渚字徳屋谷四一四番一地先から 神石郡神石高原町花渚字ヨコウシ四六〇番一地先まで	旧	四・〇〇〇 ・二〇	六八・六〇		
	新	一八・〇〇〇 五四・五〇	六七・六〇	拡幅	